

# 償却資産新規取得補助制度

☆☆碧南市内の中小企業の皆さまへ☆☆

補助額

最高 **20万円**

★取得価額の総額の1%、100円未満切捨て。

## 制度を利用できる方 (次の(1)～(4)を満たしている方)

(1) 市内に工場または事業所を有している中小企業者（会社または個人）

中小企業者とは…

- ・小売業…資本金5,000万円以下または従業員50人以下
- ・サービス業…資本金5,000万円以下または従業員100人以下
- ・卸売業…資本金1億円以下または従業員100人以下
- ・その他の業種…資本金3億円以下または従業員300人以下

(2) 市税の滞納がないこと

(3) 愛知県信用保証協会の信用保証除外業種に該当しないこと

(4) 臨海部に事業所を有している場合、公害防止に関する協定の基準を遵守していること

## 対象となる資産 (次の(1)、(2)の両方を満たしていること)

(1) 令和5年1月2日～令和6年1月1日に購入により新規取得したもの（中古品の購入も対象）

(2) 碧南市の固定資産課税台帳に登録されているもの

## 補助金額

資産の種類	補助対象経費	補助率	補助限度額
償却資産	取得価額の総額	1%	20万円
※取得価額の総額が次の金額以上必要です。 ○小売・サービス業…30万円以上 ○卸売業・その他の業種…100万円以上			

**申請期間** 令和6年4月1日（月）～令和6年9月30日（月）【必着】

**申請方法** 裏面をご覧ください。

<問い合わせ・申請先> 碧南市 経済環境部 商工課 企業応援係  
電話（0566）95-9895（直通）

## ■補助金の申請に必要な書類について

以下の申請書類を揃え、碧南市商工課窓口まで直接申請してください。

- 補助金（償却資産新規取得補助金）交付申請書 …①※1
- 補助金交付手続チェック表 …②※1
- 補助金交付請求書 …③※1
- 償却資産申告書の写し ※市税務課の受付印が押印してあること。 …④※2
- 償却資産種類別明細書（増加資産の部分のみで可） …⑤※3
- 市税の完納証明書（原本） ※発行から 30 日以内のもの …⑥※4

- ※1 ①、②、③の様式はホームページ「へきなん企業応援NAVI  
(<http://www.hekinan-company-support.jp/support/syoukyakushisan.html>)」で取得できます。記載例をよく読みご記入ください。
- ※2 ④に碧南市税務課の受付印が押印されていない場合は、下記のいずれかが必要です。  
・④に、税理士または会計士の証明〔受付印／書面／署名等〕  
・④に加え、地方税ポータルシステム eLTAX(エルタックス)で申告した場合は受付完了通知の写し
- ※3 ⑤は増加事由等の記載漏れがないよう、ご確認お願いいたします。(事由が「移動による受入れ」の資産は補助対象となりません。)
- ※4 ⑥は1通200円で碧南市役所1階税務課で取得できます。  
交付には本人確認できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証等)の提示が必要です。  
法人の場合は、代表者印の押印が必要です。代表者以外が申請する場合は代理権授与通知書(委任状)が必要です。代理権授与通知書は、税務課の窓口、またはホームページで取得できます。  
<http://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/shiminkyoudou/zeimu/5339.html>  
個人事業主の場合は、本人または同世帯の家族以外の方が申請する場合、代理権授与通知書(委任状)が必要です。

**申請書類の控えが必要な方は、原本の写しをご用意してお持ちください。**

## ■注意事項

※償却資産新規取得補助金の交付を受けた償却資産について

碧南市中小企業振興対策補助金交付規程第8条により、『償却資産新規取得補助金の交付を受けた者は、取得した償却資産の耐用年数の期間内において、市長の承認を受けないで当該償却資産を処分（譲渡、交換及び貸付けを含む。）してはならない。工場等新增設補助金の交付を受けた者は、工場等を新增設した日から5年以内において、市長の承認を受けないで当該工場等を処分してはならない。』と、なっていますのでご注意ください。